

【第2部】第3回北上市市民活動団体連絡協議会

日 時：2008年12月4日（木曜日）19：35～20：30

場 所：北上市生涯学習センター 第1学習室

1 あいさつ

NPO法人 いわてNPO-NETサポート 代表理事 高橋敏彦

今日は3団体の政策提案があげられている。情報提供は、「北上市の総合計画の進捗状況について」と「景観まちづくりと北上市景観計画策定」を報告する。



2 前回のふりかえり

「いわてNPO基金説明会」と「市民活動のための意見交換会」、そして「第2回市民活動団体連絡協議会」を参加者42名、参加団体は24団体、北上総合支局、地域づくり課、一般の参加者で実施した。政策提案は6団体が提出した。

3 情報提供

1) 「北上市の総合計画の進捗状況について」

NPO法人 いわてNPO-NETサポート 理事 菊池広人

設立総会と第2回連絡協議会に北上市の総合計画について説明があった。今年度は7回ワークショップが計画され、第1回のワークショップが11/20に開催された。基本構想を話し合っまとめ、来年度は具体的な計画をつくることが予定されている。第2回は12/8に実施される。

今年度は基本構想、来年度は具体的な計画づくりとなる。前回から始めている政策提案を良いタイミングを見計らって提案する。ある程度集積し、内容に共通性のあるものなどの検討を考えている。

2) 「景観まちづくりと北上市景観計画策定」

北上市 建設部都市計画課 佐藤友美

平成18年度から2年間をかけて北上市の景観計画（素案）を作成している。平成18年度は景観基礎調査を市内16地区自治協議会等、A・B・C調査による景観資源の分布と活用状況を把握した。平成19年度は景観計画検討ワークショップや景観まちづくりフォーラムを実施し、景観計画等検討委員会や策定委員会を開催した。平成20年度末には景観計画の策定・景観条例を予定している。

北上市の景観資産認定制度（案）について情報提供した。概要は、大切にしたい景観とそれらを守り創り育てる活動を北上にとって大切な財産と捉え「きたかみ景観資産」として認定する。認定条件や認定の流れ、認定後の景観への配慮やアドバイザー派遣制度の説明をした。

みなさんの意見を募集する。今後は来年3月に完成予定。

岩手県屋外広告物コンクールの情報周知を行なった。

4 政策提案

1) 「私を感じた北上の宝をさらにバージョンアップ」

NPO法人 車椅子社交ダンス普及会北上支部 矢車草の会 高橋ヨシ子

「私を感じた北上の宝をさらにバージョンアップ」事業を政策提案した。



- ・ 矢車草の会はどのような支援ができるか。(高橋敏彦)
- ・ 市民としてボランティアに参加できる。さくらの造花作成と各戸に飾りつけの支援ができる。(高橋ヨシ子)
- ・ 北上商工会議所より広瀬川せせらぎ緑道のオープンイベントに支援協力提案があった。ガイア展勝の会、観光課、北上青年会議所等が合意の上で協働支援ができると考えられる。(高橋敏彦)

2) 「まちなか博物館」

広瀬川まちづくり倶楽部 山下正彦

「まちなか博物館」事業を政策提案した。



- ・ 広瀬川せせらぎ緑道が完成してからのまちづくり倶楽部の活動スケジュールを聞きたい。(高橋敏彦)
- ・ 3月に完成、4月に完成イベントを計画している。広瀬川界隈から十字路商店街、本通商店街、さくらホールへと繋がる事業を考えている。(山下正彦)
- ・ 芸術工房は「文化のまちなみワークショップ」をさくらホールのイルミネーション事業の一環で実施する。定員は20名。さくらホールから詩歌文学館までを「文化のまちなみ」整備を計画している。土沢のまちかど美術館はアートの町として注目されている。参考にしてはいかがか。(昆野将俊)
- ・ 北上駅から広瀬川を經由してさくらホールまで、まちづくりがつながる。北上青年会議所は「鬼のへそまつり」を開催したが次はどのような展開を計画しているのか。(高橋敏彦)
- ・ 十字路商店街が主催で3年間継続予定の「鬼のへそまつり」を実施した。来年も10月初旬に計画している。(吉田有芳)
- ・ 建築士会北上支部が40周年記念シンポジウム「国見山廃寺跡遺跡」を実施した。特別委員会を設立し、埋蔵文化センターと共催でいろいろな事業を計画している。その他にロータリークラブが展勝地レストハウスに案内板「国見山を含めた展勝地鳥瞰図」を設置した。国見山廃寺は、

平泉の200年前に栄えた仏教文化であり一部が平泉に移築されたという説があることを紹介する。(平野 周)

- ・平泉を拓いた清衡が国見山で仏教を修行したとある。芸術・文化・歴史・景観で繋がったまちづくりをみんなで盛り上げていきたい。(高橋敏彦)

3) 「自殺対策問題」

岩手県の医療を考える会 西脇一元

自殺対策問題を政策提案した。



- ・県北では切実な問題である。景気状況が悪化し、暗雲が立ち込め始めているので対策を打つことが求められている。(高橋敏彦)
- ・年間に3万人が死亡しているということは、3年で北上市が無くなる数字です。アクセシブルで、中高年の自殺防止に関する映画を上映した。その際に市民団体が自殺防止に関して何ができるか、イメージが湧いてこない。工業クラブ等で心ケアのセミナーや啓蒙活動を実施している。ひとさまの命の部分、秘密事項である。(加藤正昭)
- ・どのような活動を計画しているのか。(高橋敏彦)
- ・16地区交流センター単位で、45～60歳、75歳過ぎの自殺死亡率が高い。高齢者を対象にうつ症状、パニック障害が原因ということで、認知症の予防等の講座を北上保健所と計画中。(西脇一元)
- ・北上市内では週に1人弱の自殺者がいる。今後アプローチを考えたい。(菊池広人)
- ・岩手県は青少年の墮胎率が日本一である。その部分は注目されていない。(加藤正昭)
- ・今後この会の継続テーマとして考えていきたい。深刻な問題として認識されたと思う。進めたい方法があったらこの会で提案して欲しい。次回は2月初旬に開催する。(高橋敏彦)



5 ふりかえり

- ・一つひとつの活動（団体）が線につながった気がします。協力出来ることを見つけて協力したいと思います。
- ・各団体の事業を青年会議所メンバーに報告します。
- ・各団体の政策提案について、それぞれ自団体に持ち帰り、諮って補助提言や意見などを次回もしくは次々回の市民活動団体連絡協議会で討議する場を設け発表することが政策提案に深みをつけることにつながるのではないか。
- ・今日はありがとうございました。また宜しくお願い致します。
- ・命に関する重要な提案あり。感銘しましたが、具体的知恵がなく非力、少し残念です。
- ・ 12/4 の県の説明の中に、12/3・12/10・12/17 の「企業とのパートナーシップ推進事業」がふれられていたが、県の推進事業としては、三地区の参加が少なく、底の浅さが露呈しているように感じられた。しかし、稚拙さがあってもスタートして良かったと言う者と、ほとんど理解ができないままに第1回が終了したという者に二分された評価が出され、第2回と第3回の開催が危ぶまれるとの弱点が見え隠れしていた。

更には、県の協働は緒ちよについた段階とは言え、強力に推進しようという意欲が感じられなかった。協働推進員制度も形式に流れて空洞化しているのではないか。トップのバックアップに欠けるところがあるのではないか。県庁内の風土が劣化していて「心」がない。

- ・

⎵	北上市市民活動団体連絡協議会	}	たくさんの会、協議
	市民活動サロン		
⎵	きたかみ未来創造会議	}	や集まりがあり、左
	サポセン講座---協働推進		
⎵	N P O	}	の団体等のつなが
	行政---県		
⎵	北上市	}	り、関連を簡単な図
	地域貢献活動の市の動き……		
⎵	(きょう、初めて知った……)	}	式にならないか？

⎵	}	[私の頭の中が混乱]

6 参加者名簿

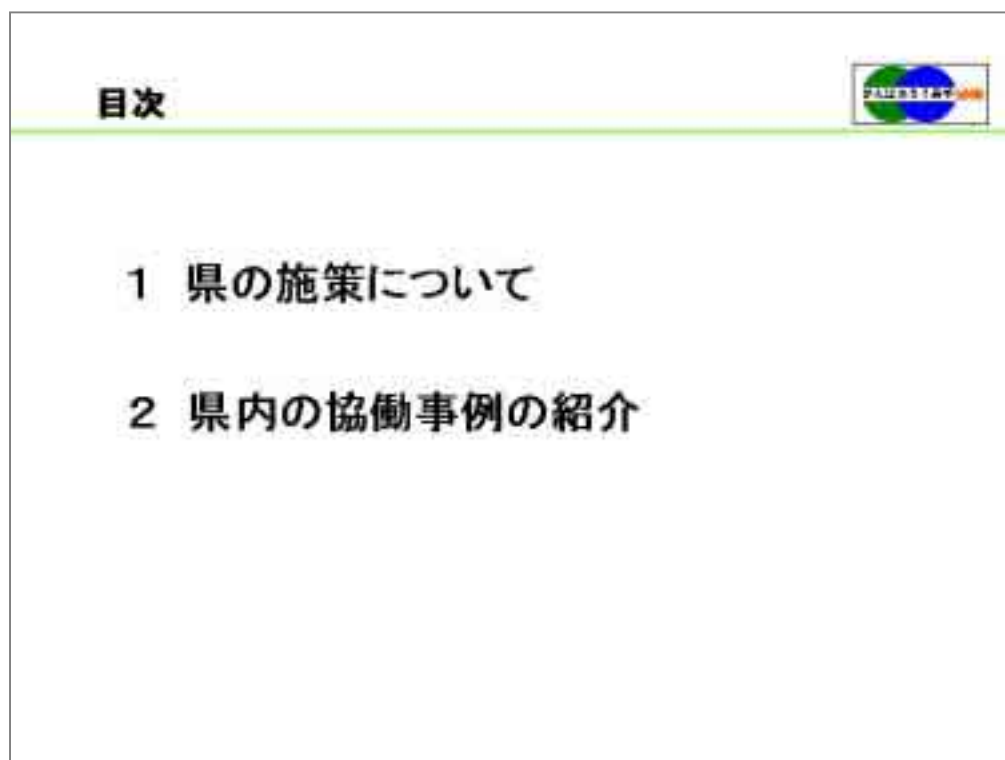
NPO法人	アクセシブル北上	副理事長	加藤 正昭
NPO法人	いわてNPO-NETサポート	代表理事	高橋 敏彦
NPO法人	芸術工房	常務理事	昆野 将俊
NPO法人	車椅子社交ダンス普及会北上支部 矢車草の会	会長	高橋 ヨシ子
NPO法人	北上アスレチック&ラグビー倶楽部	専務理事	八重樫 悟
社会福祉法人	北上市社会福祉協議会		佐藤 剛
社団法人	岩手県建築士会北上支部	支部長	平野 周
社団法人	北上青年会議所		吉田 有芳
社団法人	北上青年会議所		八巻 有芝
任意団体	街づくり市民の会	事務局長	山下 正彦
任意団体	岩手県の医療を考える会	会長	西脇 一元
一般	㈱イースト		菊池 基大
一般	(有)アド・ベンチャー広告事務所		沼崎 俊彦
行政	岩手県NPO・文化国際課		熊谷 和子
行政	北上市企画部地域づくり課	課長	佐藤 良一
行政	北上市企画部地域づくり課	係長	菅原 和彦
行政	北上市企画部地域づくり課	主任	佐々木 範久
行政	北上市都市計画課		佐藤 友美
NPO法人	いわてNPOセンター		阿部 高志
NPO法人	いわてNPOセンター		佐藤 文彦
NPO法人	いわてNPO-NETサポート	理事	菊池 広人
NPO法人	いわてNPO-NETサポート	理事	高橋 求
NPO法人	いわてNPO-NETサポート	事務局	高橋 淳子
NPO法人	いわてNPO-NETサポート	事務局	三田 香織

7 資料

1) 岩手県の協働推進体制の紹介



1



2

県の施策について

3

県の施策について



県のこれまでの取り組み

- 協働のガイドライン策定(H15.3)
- NPOの集中支援期間(H15~17)
 - NPOの育成支援
NPO支援センター設置、いわてNPO基金、各種講座
 - NPOとの協働
公募提案型協働事業、NPO協働推進員の設置
- 協働推進マニュアル策定(H19.3)

⇒H20～ 『いわて希望創造プラン』の推進

4



いわて希望創造プラン①

県民の参画・協働による自立した地域づくりの推進

～ 岩手県総合計画 基本計画 ～

【目指す姿】コミュニティ活動をはじめとした多様な市民活動が、
県民の幅広い参加・協働のもとで行われています。

～ いわて希望創造プラン 政府編 「ふるさとづくり」を担う人材の育成 ～

- 市民活動に対する県民への支援機能の充実
- 協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発
- 地域コミュニティ活動を牽引する人材養成と活性化に向けた支援
- 青少年の育成と社会貢献活動促進のための情報と機会の提供
- 男女共同参画の推進体制の構築と活性化

5



いわて希望創造プラン②

民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり

～ いわて希望創造プラン 改革編 ～

【改革の方向性】県民、企業、NPO、行政など地域社会の構成主体の総力を結集し、地域経営を展開していくような民間の活力や地域力が最大限に発揮される仕組みづくりが必要

- 協働や外部委託を推進するための仕組みや体制の整備
- 民間との協働型評価の手法の確立と普及に向けた取組みの推進
- 新たな官民ネットワークの構築による官民協働の取組みの推進
- 協働や外部委託等の計画的推進
- NPO活動交流センターを拠点とした県民参加や協働の取組みの推進

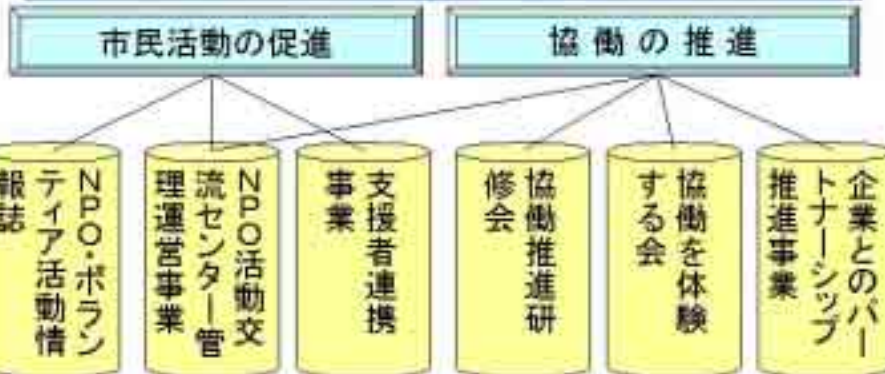
6



平成20年度施策体系

県民の参画・協働による自立した地域づくりの推進

～ 岩手県総合計画 基本計画 ～



7



平成21年度施策(案)

- ・協働推進研修会の開催[主に行政職員を対象]
- ・NPOの企画・広報・財務活動の能力向上のための研修会、ワークショップ等の開催
- ・優良協働事例の募集・表彰
- ・県内中間支援NPOとの意見交換会
- ・NPO・ボランティア活動情報誌発行
- ・NPO活動交流センター管理運営

8



NPOと協働する行政職員の8つの姿勢

- 1 公共は「官」だけが担うのではなく、NPOや企業などさまざまな主体と共に担う意識を持つこと
- 2 協働とは特別なことではなく、チャレンジであり、失敗を恐れない意識を持つこと
- 3 ニーズは、現場に足を運び、当事者の生の声に耳を傾けてこそわかるという意識を持つこと
- 4 協働相手とは対等である。本音で語り合えてこそ、協働であるという意識を持つこと
- 5 協働の現場では、自らの責務として率先して行政内部で連携し相乗効果を得ること
- 6 協働には十分なコミュニケーションが必要であり、共感するには時間がかかるという意識を持つこと
- 7 情報は市民のものであり、市民のために活用してこそ価値がある
- 8 協働できない理由を探すのではなく、受益者のためにどうしたら実現できるのかを考えること

(NPO活動推進自治体ネットワーク「協働を進めるための行政職員の意識改革研究会」)

9



協働の定義

- ・ 共通の問題意識を持つ領域において
- ・ それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために
- ・ お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力し合う関係

(NPOとの協働を進めるためのガイドライン)

協働とは? 『1 + 1 > 2』の関係

10

県の施策について



NPOと協働する行政職員の8つの姿勢

- 1 公共は「官」だけが担うのではなく、NPOや企業などさまざまな主体と共に担う意識を持つこと
- 2 協働とは特別なことではなく、チャレンジであり、失敗を恐れない意識を持つこと
- 3 ニーズは、現場に足を運び、当事者の生の声に耳を傾けてこそわかるという意識を持つこと
- 4 協働相手とは対等である。本音を語り合えてこそ、協働であるという意識を持つこと
- 5 協働の現場では、自らの責務として率先して行政内部で連携し相乗効果を得ること
- 6 協働には十分なコミュニケーションが必要であり、共感するには時間がかかるという意識を持つこと
- 7 情報は市民のものであり、市民のために活用してこそ価値がある
- 8 協働できない理由を探すのではなく、受益者のためにどうしたら実現できるのかを考えること

(NPO活動推進自治体ネットワーク「協働を進めるための行政職員の意識改革研究会」)

11

県の施策について



行政と協働するNPOの8つの姿勢

- 1 市民の共感と参加を基本とする事業づくりの能力を持ち、それを通じて本当の市民自治を促進すること
- 2 ミッションと協働事業の整合性を考え、事業を展開すること
- 3 行政に依存せず、精神的に独立していること
- 4 相互のシステムの違いを理解しつつ、解決の糸口を見出していく姿勢を持って努力すること
- 5 NPOならではの関与によって協働事業の質を向上できるような専門性・特性をもつこと
- 6 ルールの違いを乗り越えるための能力を備えておくこと
- 7 協働した結果は、市民の共有財産として広く積極的に知らせていくこと
- 8 契約にあたって、対等な立場で交渉する力をつけること

(NPO活動推進自治体ネットワーク「協働を進めるための行政職員の意識改革研究会」)

12

県の施策について



行政と協働するNPOの8つの姿勢

- 1 市民の共感と参加を基本とする事業づくりの能力を持ち、それを通じて本当の市民自治を促進すること
- 2 ミッションと協働事業の整合性を考え、事業を展開すること
- 3 行政に依存せず、精神的に独立していること
- 4 相互のシステムの違いを理解しつつ、解決の糸口を見出していく姿勢を持って努力すること
- 5 NPOならではの関与によって協働事業の質を向上できるような専門性・特性をもつこと
- 6 ルールの違いを乗り越えるための能力を備えておくこと
- 7 協働した結果は、市民の共有財産として広く積極的に知らせていくこと
- 8 契約にあたって、対等な立場で交渉する力をつけること

(NPO活動推進自治体ネットワーク「協働を進めるための行政職員の意識改革研究会」)

13

県内の協働事例の紹介

14

県内の協働事例の紹介



第1回いわて協働表彰

- ・協働の意義をより多くの人に知ってもらうため、岩手県・いわてNPO中間支援ネットワークが実施主体となり、県内の特色のある協働事例を募集
(募集期間：平成20年9月30日～10月24日)
- ・23件の応募事例について、いわてNPO中間支援ネットワークが審査を行い、表彰対象となる3事例を選定
- ・いわて中間支援ネットワークからの岩手県知事賞授与申請を受け、表彰団体に知事奨励賞を授与

15

県内の協働事例の紹介



協働表彰受賞事例

- ◆ 学生達と創る花巻の新キャラクター「フラワーロールちゃんのコラボレーション」事業と「興花祭～学生達の大プロジェクト～」事業
- ◆ かけっこ体育館
- ◆ 後川流域環境再生・地域づくり事業

16

県内の協働事例の紹介



事例1 (NPO、行政)

「ふるさとを記録す ～本宮の今昔～」

絵画写真展の開催

◆街づくり集団「ゆいネット盛南」

◆盛岡市子ども科学館

【概要】本宮地域の今・昔の写真を集めて展示することにより、街づくりの今後を考えるきっかけとする。

- 【目的】
- ・地域住民がふるさとの歴史を知り、未来のまちづくりについて考える機会とする
 - ・協働事業により、地域住民にとっては「おらほの科学館」、科学館にとっては「地域に根ざした、市民の科学館」という、双方にとって地域を意識した事業展開をすること

17

県内の協働事例の紹介



「ふるさとを記録す～本宮の今昔～」絵画写真展の開催

【協働の理由】

子ども科学館：公施設とのパイプ、広い展示スペース
ゆいネット盛南：本宮地区における人的パイプ

双方のメリットを活用することで、
事業のねらいが達成されるだろう！

【協働の目的】

- ・地区住民に対するきめ細かい広報、周知
- ・ゆいネット盛南のまちづくりの取り組みについて広く知ってもらう
- ・「地域に根ざした科学館」「市民のための科学館」の認識をもってもらう

18

県内の協働事例の紹介



「ふるさとを記録す～本宮の今昔～」 絵画写真展の開催

【事業の目的・成果の達成状況】

- ・多数の来場者（親から子へ、孫へと家族間相互で展示物を前に会話する場面）
- ・継続実施の希望、資料として冊子に残してほしいという要望

【協働による効果】

- ・双方の持つネットワークを生かすことで、反響の大きな展示会が開催できた
- ・吾段科学館にこないような年配の市民、地域住民を新規来館者層として獲得できた
- ・ゆいネット盛南のこれまでの活動を多くの人に知ってもらえた

19

県内の協働事例の紹介



事例2（NPO、行政）

永井地区まちづくり事業

◆永井地区まちづくりの会

上永井自治会、中永井自治会、下永井自治会

◆NPO法人いわてNPOむか、グラウンドワークいわて

◆盛岡市

【概要】 盛岡市永井地区における地域の課題を明らかにし、住民・行政・NPOの協働による自立的活持続的な仕組みの確立とその実践活動

【目的】 ・住民が地域の資産や課題に気づき、関係機関が協働し、自ら解決に取り組む仕組みを確立すること
・実際に協働の取り組みを実践すること

20

県内の協働事例の紹介



事例3 (NPO、企業、行政)

「あねっこバス」運行事業

- ◆NPO法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク
- ◆有限会社雫石タクシー
- ◆雫石町

【概要】平成15年度にバス事業者が運行を打ち切ることに伴い、新たな生活交通システムを導入した

- 【目的】
- ・バス路線が廃止となった公共交通空白遅滞の住民の交通手段の確保
 - ・NPOと地元企業の連携による輸送システムの導入

21

県内の協働事例の紹介



「あねっこバス」運行事業

【協働の理由】

バス事業者によるローカル路線バスの運行打ち切りを受け、地域住民を主体とした町生活交通対策提言委員会等で、町の生活交通の将来的なあり方についての検討がきっかけとなった

【協働の目的】

「地域資源を活かした交通手段の確保」に基づく「NPOと地元企業との連携による輸送システムの導入」の実施

22



「あねっこバス」運行事業

【事業の目的・成果の達成状況】

利用者からの意見要望等により、運行経路の見直しや停留所の増設をした結果、公共交通空白遅滞周辺住民の交通手段は確保された

【協働による効果】

- ・行政より住民に近い立場であるNPOに運営業務を委託することで、住民からの意見や要望に迅速に対応しやすくなった
- ・運行を地元のタクシー業者が行うことで、円滑で安全性が確保された輸送が可能となった

23



応募事例の特徴

- ・それぞれの得意な分野を活かして、相乗効果が生まれている
- ・「事業の目的・成果」と「協働の目的・成果」がはっきりしている
- ・それぞれの責任と役割分担が明確である

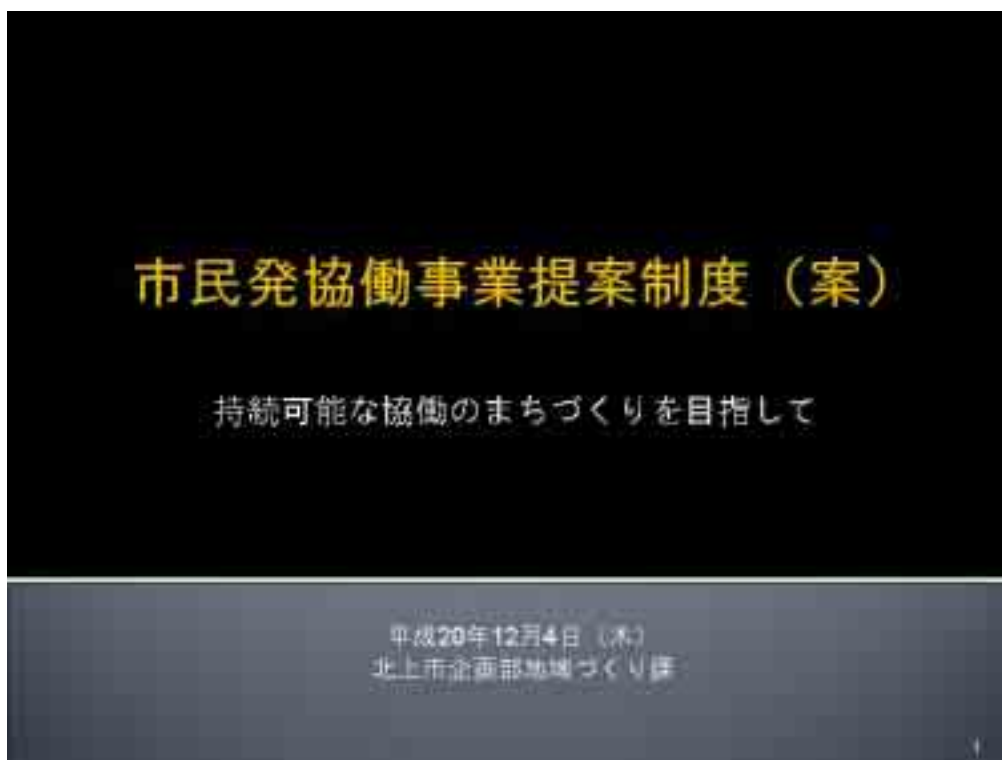


協働をうまく進めるうえでの重要なポイント

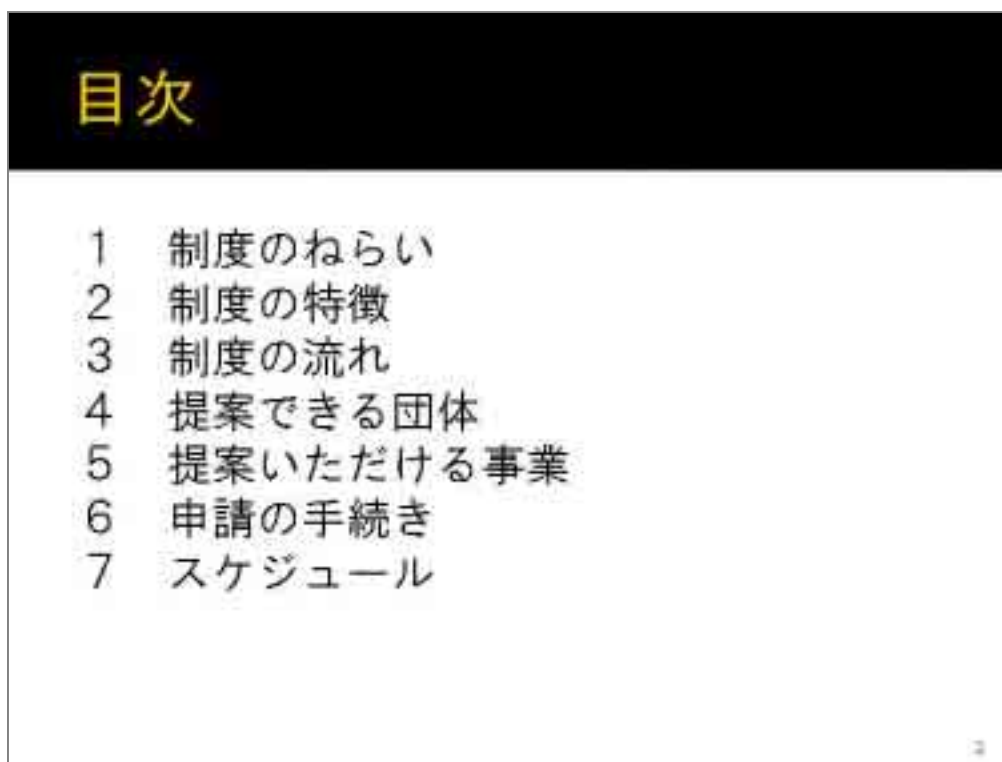
24

2) 北上市の協働推進トピックス

(1) 市民・企業・行政による協働のまちづくりを目指して



1



2

1 制度のねらい

市民が提案者となり、公共的課題を解決するために、市との協働事業を実施することにより、市民が考えるまちづくりを進め、市民満足度の高いまち北上の実現を図ること。



3

3

2 制度の特徴

(1) 提案時期を限定しません。

提案はいつでも受け付けます。ただし、次年度の子算措置が必要と見込まれる事業は9月頃までにご相談を。

(2) 提案団体と市の検討の場があります。

提案団体、事業担当課が事業検討（ヒアリング）で事業実施に向けた検討を行います。検討結果や内容は、市ホームページで公開。協働推進審議会に報告されるので、客観的に市民の目でチェックされます。

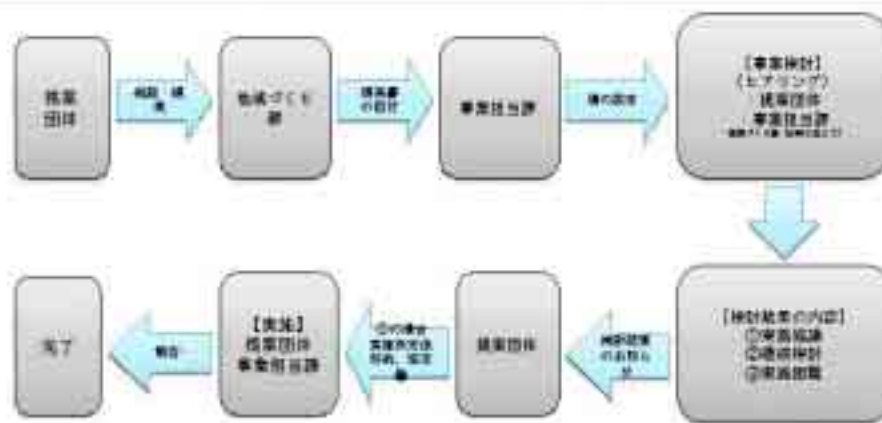
(3) 提案に対する回答を得られます。

市担当課では、提案事業について、①実施協議、②継続検討、③実施困難、の3つから結論を導き、検討結果を提案団体にお知らせします。

4

4

3 制度の流れ



◆結果は、市のホームページや市協働推進協議会に公開、次の取り組みに活かします。

5

4 提案できる団体

北上市まちづくり協働推進条例第2条に規定する地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、又はこれらに準ずる団体、並びに企業。

- (1) 市内に団体の所在地があること
- (2) 市内を主な活動場所としていること



6

5 提案いただける事業

次の事業が対象。なお、既に市又は提案団体が実施している事業について、その実施方法や事業内容等を拡充する提案も含まれます。

- (1) 市内で行うもの
- (2) 提案団体と市が協働して取り組むもの
- (3) 市総合計画（2000～2010）の方向に沿ったもの
- (4) よりよい住民生活の向上につながるような公益的な事業により、具体的な効果や成果が期待できるもの
- (5) 工夫がうかがえるなどの創造性のあるもの
- (6) 事業費の見積もり等が適正であるもの（事業費の負担については、役割分担を協議し、決定します）

7

7

6 申請手続きなど

1) 申請

- ① 提案申請書
- ② 事業計画書（事業目的、数値目標、役割分担）
- ③ 提案団体調書（団体の概要）

2) 結果

- ・ 結果通知書（検討結果とその理由）

3) 評価

- ・ 協働事業振り返りシート（役割の達成状況、パートナーに一言、協働してみたの感想をお互いに作成）



8

8

7 スケジュール

- H19.4 ・ 協働推進委員会で検討、審議会等で意見収集
- H20.12 ・ 制度案の作成～庁内調整
- H21. 2 ・ 制度の周知開始
- H21.4 ・ 制度スタート



9

参考) 行政発協働事業集約リスト

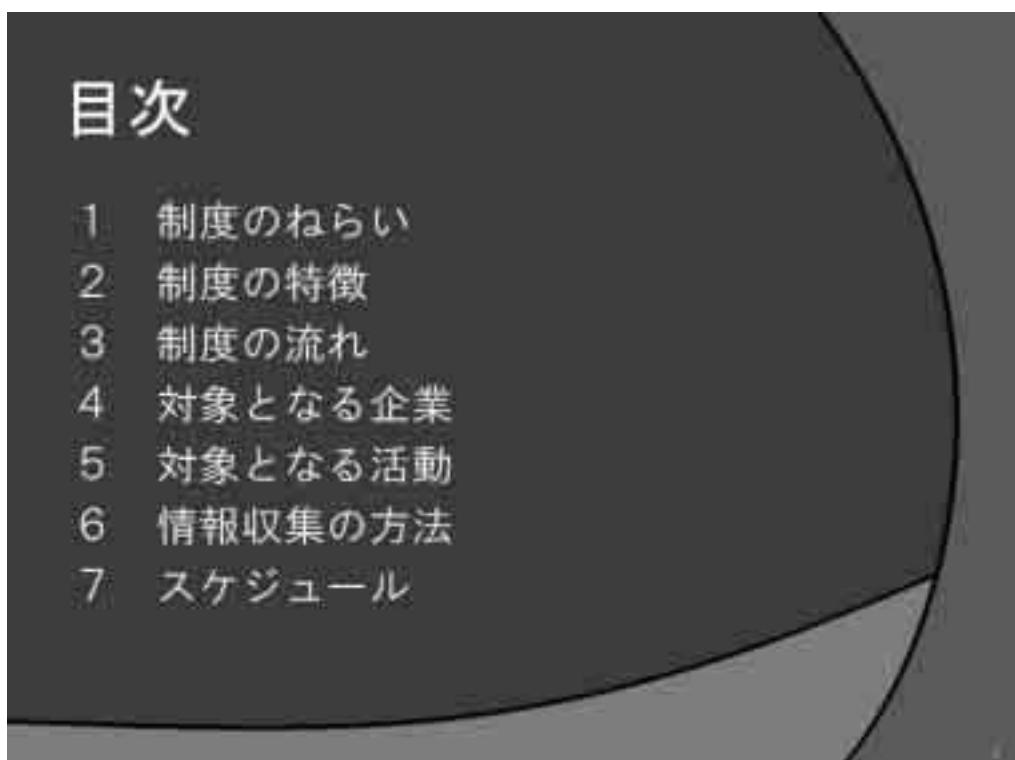
- 市の事務事業で協働で進めている144事業
- みなさんの団体の活動と協働することで「こんな工夫が出来るのに」、「こんな効果が上がるはず」...などの気付きを
- みなさんの思いを形にするきっかけとしてリストをご活用ください。
- 市ホームページに掲載しています。

10

(2) 市民発協働事業提案制度の現状の説明



1



2

1 制度のねらい

- ◎ 企業の積極的な社会貢献・地域貢献活動を支援すること（知る）
- ◎ 企業の自主的な取組みを促し、市民・企業・行政との協働によるまちづくりを推進すること（繋がる）



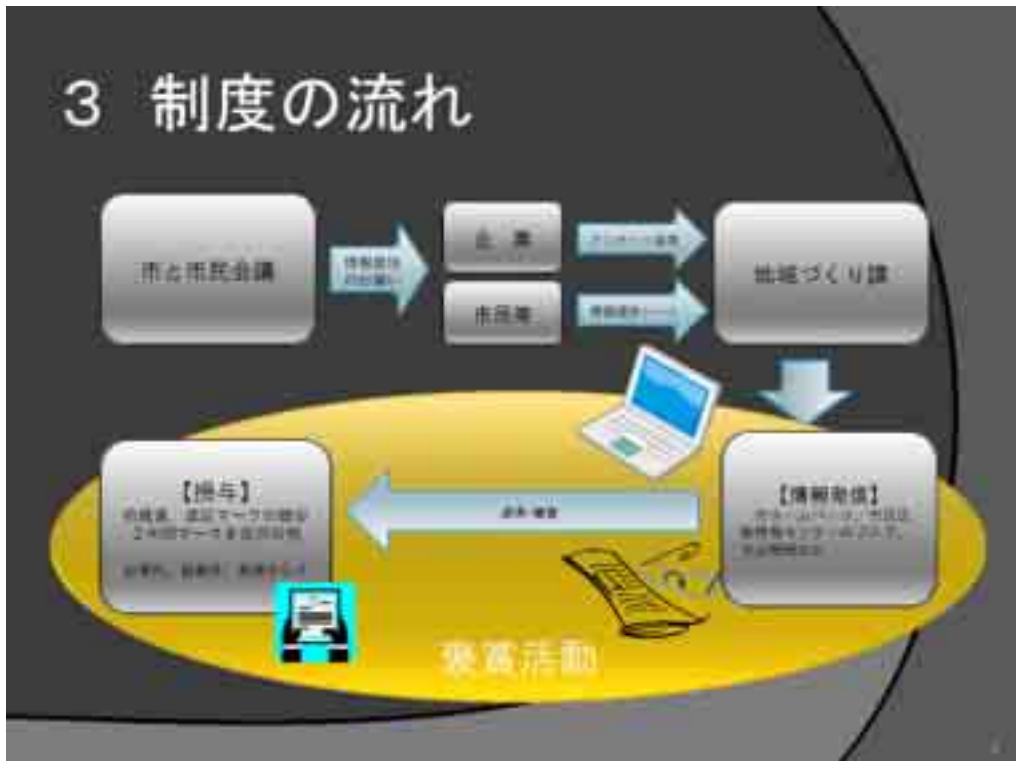
3

2 制度の特徴

- ◎ 北上市協働推進市民会議と市が協働で褒賞
- ◎ 褒賞は、「ホームページによる活動紹介」と「地域貢献企業功績賞の授与」の2つ
- ◎ 功績賞受賞企業は「認証マーク」を2年使用
- ◎ 年に1度、フォーラムで褒賞事例を共有
- ◎ 「企業用アンケート」と「市民用情報提供シート」の2つの方法で情報収集

4

3 制度の流れ



5

4 褒賞の対象となる企業

- ◎ 市内に事務所又は事業所のある企業
- ◎ 企業には事業を営む個人又はそれらで構成される団体も含まれます



6

5 褒賞の対象となる活動

- ・ 地域貢献活動とは、「地域社会の活性化」や「地域課題の解決」に貢献することで、地域に実質的な効果が生じる活動です。
- ・ 対象の条件は次のとおり
 - ① 市内に事業所がある企業が行った活動であること
 - ② 市内で行われた活動であること
 - ③ 近年3年間以内に行った活動であること
- ・ 例はチラシから

7

6 情報収集の方法

- ◎ 「アンケート」と「情報提供シート」の2つ
- ◎ 企業のみなさんは「アンケート」で
- ◎ 市民のみなさんは「情報提供シート」で
- ◎ 今年は、平成20年12月19日（金）まで



8

7 スケジュール

- ・ H19.4 ・ 市長選マニフェストに褒賞制度
- ・ H20.9.1 ・ 市地域貢献活動褒賞要綱の制定
- ・ H20.10.2 ・ 北上市協働推進市民会議と協定
9 ・ アンケート等で情報収集を開始
- ・ H20.11.1 ・ 認証マークの公募
7 ・ 地域貢献企業功績賞の選考
- ・ H20.12.1 ・ フォーラムの開催
2
- ・ H21.1
- ・ H21.2



3) 「景観まちづくりと北上市景観計画策定」

8 届出に関するおおまかな流れ

景観法、国土形成計画の施行を期して、国土形成計画と景観法との関係がより明確になります。景観法は、景観形成の規範であり、景観形成の推進のための施策です。

景観形成の計画形成

- 国土形成計画の策定
- 国土形成計画の策定に際しての景観形成の推進
- 国土形成計画の策定に際しての景観形成の推進

事前協議

- 景観形成計画の策定に際しての事前協議
- 国土形成計画の策定

設計

- 景観形成計画の策定

届出

- 景観形成計画の策定に際しての届出
- 景観形成計画の策定に際しての届出
- 景観形成計画の策定に際しての届出

着手

- 景観形成計画の策定
- 景観形成計画の策定
- 景観形成計画の策定

北上市景観計画(案)

計画の概要

心の風景に
新たな風景を
みいらし、
暮らしを
豊かにする

P8 ~ P1

1 北上市に刻ける景観への取組と意識

北上市は、景観形成の推進を目的として、景観形成の推進のための施策を実施しています。景観形成の推進のための施策は、景観形成の推進のための施策です。

2 景観形成の推進

景観形成の推進のための施策は、景観形成の推進のための施策です。景観形成の推進のための施策は、景観形成の推進のための施策です。

7 届出対策行動の推進

届出の種類	届出の時期	届出の場所	届出の方法	届出の費用	届出の期間	届出の回数
景観形成計画の届出	景観形成計画の策定時	北上市景観形成推進センター	申請書提出	無料	1回	1回
景観形成計画の変更届出	景観形成計画の変更時	北上市景観形成推進センター	申請書提出	無料	1回	1回
景観形成計画の届出	景観形成計画の策定時	北上市景観形成推進センター	申請書提出	無料	1回	1回
景観形成計画の変更届出	景観形成計画の変更時	北上市景観形成推進センター	申請書提出	無料	1回	1回

P2 ~ P7

